

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 12 月 5 日付けの生活保護変更通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、物価が高くお金が足りないことを理由に、本件処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和元年 8 月 5 日	諮問
令和元年 9 月 2 4 日	審議（第 3 7 回第 4 部会）
令和元年 1 0 月 2 9 日	審議（第 3 8 回第 4 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。））により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

また、保護基準によれば、1 2 月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされている。1 級地—1（東京都〇〇市含む）在住の被保護者に対しては、1 3, 8 9 0 円を計上することとされている（別表第 1・第 1 章・1・(2)・ア及び同第 9・1・(1)）。

### 2 本件処分の検討

請求人は、本件処分時において、単身世帯であること、東京都〇〇市（1 級地—1）在住であることが認められる。

以上の事実によれば、請求人の 1 2 月分の保護費にのみ期末一時扶助費として 1 3, 8 9 0 円が計上されるのであるから、請求人の平成 3 1 年 1 月以降の保護費において上記期末一時扶助費を削除する旨の本件処分は、保護基準に従った適正なものであることは明らかである。

なお、本件処分は、上記期末一時扶助費の点以外には、請求人が受けるべき保護の程度に何らの変更を加えるものではないが、念のため、本件処分における保護費の額について検討する。保護基準別表第1・1・(2)・アの算定方法によれば、〇〇歳である請求人の基準生活費は81,410円となる（Ⅵ区の冬季加算2,580円含む）。これに、障害者加算17,530円及び住宅扶助費34,300円を加算して得た額（133,240円）が、請求人に支給すべき保護費の額であるところ、これは、本件処分による保護費の額133,240円に一致するものであるから、本件処分において違算等も認められない。

したがって、本件処分において、違法又は不当な点はない。

### 3 請求人の主張

請求人は、上記第3のとおり主張するが、要するに、平成30年12月分保護費と平成31年1月分保護費とを比べ、金額が減った（期末一時扶助費13,890円が削除された）ことに対する不満を主張しているものと解される。

しかしながら、上記2のとおり、期末一時扶助費は12月にのみ支給されるものであるから、請求人の主張を採用することはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美